

議第百二十二号

令和二年度岐阜県工業用水道事業の未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条第二項の規定により、令和二年度岐阜県工業用水道事業の未処分利益剰余金五七、七七八、八二二円を次のとおり処分するものとする。

令和三年九月十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 資本金への組入れ 二三、一六七、六五七円
- 二 減債積立金の積立て 三四、六一一、一六四円